

議員提出第三十号議案

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャ。この訴えは、核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国民の心からの叫びである。

しかし核兵器は未だに世界に約二万一千発も存在し、核兵器の脅威から、今なお人類は解放されていない。二〇〇〇年の核拡散防止条約（NPT）再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したはずが、二〇〇五年の同会議では、実質合意ができず、核軍縮はもとより核不拡散体制そのものが危機的状況に直面している。米国、ロシア、英国、フランス、中国の核保有五か国に加え、NPT未加盟のインド、パキスタンは核兵器を保有し、さらに事実上の保有国であるイスラエル、核兵器開発につながるウランを濃縮・拡大するイラン、核実験した北朝鮮の動向などは核不拡散体制を大きく揺るがしている。

よって、国会及び政府におかれては、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆六十五周年を迎える二〇一〇年に開かれる核拡散防止条約（NPT）再検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく、次のとおり核軍縮・不拡散外交に取り組まれることを要請する。

- 一 政府は、国是である非核三原則を法制化するとともに、平和市長会議が提唱する二〇二〇年までに核兵器の廃絶をめざす「二〇二〇ビジョン」を支持し、その実現に向けて取り組むこと。
 - 二 非核兵器地帯構想が世界平和の維持に重要な意義を有していることに考慮し、暫時、世界各地に非核兵器地帯条約が実現するよう国際的努力を行うこと。特に、朝鮮半島と日本を含めた北東アジア非核兵器地帯構想を早急に検討すること。
 - 三 核拡散防止条約（NPT）の遵守及び加盟促進、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効、核実験モラトリアムの継続、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の交渉開始と早期妥結に全力で取り組むこと。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月十日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長 横路孝弘殿
参議院議長 江田五月殿
内閣総理大臣 鳩山由紀夫殿
外務大臣 岡田克也殿